

自研機第32号  
令和8年4月15日

各 都 道 府 県 知 事 様  
(法務担当課・職員研修担当課扱い)  
各 都 道 府 県 議 会 議 長 様  
各 市 区 町 村 長 様  
(法務担当課・職員研修担当課扱い)  
各 市 区 町 村 議 会 議 長 様

一般財団法人 地方自治研究機構  
理事長 北 崎 秀 一  
(公印省略)

### 令和8年度 自治体におけるハラスメント対策等に関する 実務講習会の開催について (御案内)

当機構の事業につきましては、日頃から格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記講習会を別紙実施要領のとおり、オンラインで開催することといたしました。

本講習会は、自治体において重要な課題となっている①パワー・ハラスメント対策、②カスタマー・ハラスメント対策、③公益通報者保護制度の運用及び④コンプライアンスの確保について、それぞれの関係法令や制度の仕組みと課題を解決するためのポイントを解説するなど、具体的な講義内容としておりますので、是非御参加くださるようお願い申し上げます。

なお、当機構の賛助会員となっただきますと、各種講習会・セミナー受講料の割引、各種研究報告書等の無料配布等、多くの特典がございますので、まだ入会されていない団体におかれましては、この機会に是非御入会されますよう、併せて御案内申し上げます。

《連絡先》 一般財団法人 地方自治研究機構 研修部 〒104-0061 東京都中央区銀座7-14-16 太陽銀座ビル2階 電話 03-5148-0662 FAX 03-5148-0664 ホームページ <a href="https://www.rilg.or.jp">https://www.rilg.or.jp</a>
---

**令和8度 自治体におけるハラスメント対策等に関する実務講習会 実施要領**  
～自治体職員に適用される労働法令や制度の仕組みの理解を深め、  
課題を解決するためのポイントを解説～

## 1 目的

地方公共団体における各種ハラスメントの防止については、関係法律及びこれらの法律に基づく各厚生労働省指針に基づき、各種ハラスメントを防止するために雇用管理上の措置を講じなければならないこととされていますが、とりわけ市区町村においては、必要な措置が適切に講じられていない団体が未だに見られるところです。

公務の職場は各種ハラスメントの防止について模範となるべきであること、職員がその能力を十分に発揮できる勤務環境を保持することによって国民に質の高い行政サービスを提供するためにも各種ハラスメントを防止する必要がありますが、その実現には職員等のハラスメント対策等に関する知識と理解が不可欠となります。

そこで、本講習会では、自治体において重要な課題となっている①パワー・ハラスメント対策、②カスタマー・ハラスメント対策、③公益通報者保護制度の運用及び④コンプライアンスの確保について、それぞれの関係法令や制度の仕組みと課題を解決するためのポイントを習得し、ハラスメント対策等に関する基礎的な法務能力を獲得することを目的としています。

## 2 開催日

令和8年6月24日（水）

## 3 実施方法

ZOOM または YouTube によるオンライン

## 4 受講対象者

都道府県・市区町村の職員及び議会議員

## 5 内容・講師

- |             |  |
|-------------|--|
| 10:00～10:50 | 「ハラスメント対策の総論（関係法令、人権的意義、考え方など）」                |
| 11:00～12:00 | 「パワー・ハラスメント対策（関係法令、判断基準、課題と解決策、苦情相談制度など）」      |
| 13:00～13:50 | 「カスタマー・ハラスメント対策（関係法令、判断基準、民間との違い、課題と解決策など）」    |
| 14:00～14:50 | 「公益通報者保護制度の運用（関係法令、判断基準、内部要綱作成のポイント、課題と解決策）」   |
| 15:00～16:30 | 「コンプライアンスの確保（地方公務員法など関係法令、懲戒処分と公平審査、課題と解決策など）」 |

講師：自治体法務ネットワーク代表（元北九州市職員） 森 幸二 氏

※ 都合により変更する場合があります。

## 6 受講料

当機構の賛助会員団体 1名につき 10,000円(税込)

賛助会員以外の団体 1名につき 15,000円(税込)

<支払方法>

後日郵送する請求書により、お振込みください。

## 7 申込方法

申込み専用フォーム([https://krs.bz/rilg/m/rilg\\_koshu](https://krs.bz/rilg/m/rilg_koshu))からお申し込みください。

また、別添受講申込書により当機構宛てメール([koshu@rilg.or.jp](mailto:koshu@rilg.or.jp))でもお申し込みできます。

受講申込書の様式は、当機構ホームページ(<https://www.rilg.or.jp/htdocs/003.html>)からもダウンロードできます。

## 8 オンライン受講に関する留意事項〔ライブ配信 6/24・見逃し配信 7/6~7/20〕

- (1) 視聴のための端末及び通信回線は受講者の負担となります。
- (2) メール又はFAXによりお申込みの際は、「参加方法」をチェックの上、ご視聴される方のメールアドレスを必ずご記入ください。
- (3) 配信URL及びレジュメのダウンロードURLは、受講日までにご登録いただいたメールアドレスあてに送付いたします。
- (4) 「ZOOM」でご参加の場合、ビデオ機能で参加者との交流や、チャット機能により講師に質問ができますが、「YouTube」でご参加の場合は講義や討議を視聴するだけとなりますので、通信環境等に問題がなければ、ZOOMでのご参加をお勧めいたします。
- (5) オンラインでの受講料は1名当たりの金額です。複数名で申し込まれた場合は、その人数分の受講料が必要です。

## 9 申込期限

令和8年6月17日(水)

なお、申込期限後においても受講申込みをお受けできる場合がありますので、当機構研修部までお問い合わせください。

## 10 問合せ先

一般財団法人 地方自治研究機構 研修部

TEL:03-5148-0662 FAX:03-5148-0664 E-mail: [koshu@rilg.or.jp](mailto:koshu@rilg.or.jp)

# 令和8年度 自治体のハラスメント対策等に関する実務講習会 受講申込書

## 1 受講申込講習会

令和8年6月24日（水） 10時～16時30分 オンライン開催

○参加方法（どちらかに)  ZOOMによる配信  YouTubeによる配信

## 2 受講者氏名・事務連絡担当者氏名等

都道府県	市区町村	所属部課	職名	氏名	連絡先(TEL・E-mail)
					TEL: E-mail:
					TEL: E-mail:
					TEL: E-mail:

**【事務連絡担当者氏名・所属・電話番号】**

団体名	所属	職名	氏名
住所 〒			
TEL :			
E-mail:			

**【受講料の支払い方法】**

請求書を郵送いたしますので、受講後お振込みください。

◆請求相手方：  
(例：〇〇市長 △△ △△)

◆請求日（次のいずれかに○を付してください）

- ・特に希望なし
- ・令和 年 月 日希望

※記載のない場合、請求相手方は団体名、請求日は当機構からの請求書の発送日で請求書を発行いたします。

申込期限 令和8年6月17日（水）  
(申込期限後においても受講申込みをお受けできる場合がありますので、お問い合わせください。)

申込先 一般財団法人 地方自治研究機構 研修部  
〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目14番16号  
TEL 03-5148-0662 E-mail:koshu@rilg.or.jp

令和8年度 自治体のハラスメント対策等に関する実務講習会 質問用紙

都道府県	市区町村	所属部課	氏名
【件 名】			
【質問事項】			

(注)

- 1 ご質問がある場合は、講習会開催日の2週間前までに、本様式によりメールで送付してください。  
(メール送付先 : koshu@rilg.or.jp)
- 2 ご質問については、講習会当日に講師が解説しますが、質問数等によっては全てを解説できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。